

## 令和3年度焼津市結婚新生活支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において住居費及び転居費用の一部を補助するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月10日までの間に婚姻の届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅 新婚世帯が、令和3年1月1日から令和4年3月10日までの間に婚姻を機に新たに焼津市内に購入し、若しくは新築し、又は賃借する住宅をいう。
- (3) 住居費 新婚世帯が、令和3年1月1日から令和4年3月10日までの間に支払った住宅に係る取得費、賃料、礼金、共益費及び仲介手数料から、夫婦の両方又はいずれか一方が支給を受けた当該住宅に係る住宅手当（事業主が従業員である夫婦の両方又はいずれか一方に対して支給し、又は負担する従業員の住宅に関するこれらの経費に対する手当をいう。以下同じ。）の額を控除したものをいう。ただし、夫婦のいずれか一方が、同居することを予定して賃借した住宅に婚姻前から居住していた場合は、同居を開始する前に要した当該住宅に係る賃料、礼金、共益費及び仲介手数料を除く。
- (4) 転居費用 新婚世帯が、令和3年1月1日から令和4年3月10日までの間に住宅に転居（市内転居及び市外からの転入をいう。以下同じ。）をする際に引越業者又は運送業者に支払った費用から、夫婦の両方又はいずれか一方が支給を受けた当該転居に係る引越し手当（事業主が従業員である夫婦の両方又はいずれか一方に対して支給し、又は負担する従業員の引越しに関する手当をいう。以下同じ。）の額を控除したものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 新婚世帯の所得（夫婦それぞれに係る令和2年分の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号イ（2）に規定する合計所得金額（以下この号において「合計所得金額」という。）を合算した額。以下同じ。）から令和2年中に返済した貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与される資金をいう。以下同じ。）の額を控除した額が400万円未満であること。この場合において、新婚世帯に婚姻を機に離職をする等により、申請時において無職の者がいる場合は、その者の合計所得金額を0円とみなして新婚世帯の所得を算出するものとする。
- (2) 婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。
- (3) 補助金の交付申請時に夫婦がともに住宅に住所を有していること。

(4) 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること。

(5) 夫婦のいずれもが過去に焼津市結婚新生活支援補助金の交付を受けていないこと。

(6) 夫婦のいずれもが、市長が別に定める講座等を受講していること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費及び転居費用を合算した額に相当する額とし、夫婦の年齢に応じ、1世帯当たり当該各号に定める額を限度とする。この場合において、年齢区分は夫婦いずれかの高い方によるものとする。

(1) 29歳以下 60万円

(2) 30歳以上39歳以下 30万円

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、令和3年度やいづふるさとワーク推進補助金交付要綱(令和3年焼津市告示第178号)の規定により移住者を雇用する事業者又は移住事業者が、交付を受けた住居費及び転居費用に相当する額については、補助の対象としない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 住民票の写し(世帯全員の記載があるもの)

(3) 夫及び妻の令和3年度の課税(所得)証明書(令和2年分の所得額を明らかにすることができる市区町村の長が発行する所得を証明する書類をいう。)

(4) 住宅の購入又は新築に係る契約書及び領収書又は支払額が確認できる書類の写し(住宅を購入し、又は新築した場合に限る。)

(5) 住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借している場合に限る。)

(6) 賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し(住宅を賃借している場合に限る。)

(7) 夫及び妻の住宅手当等支給証明書(第2号様式。給与所得者である場合に限る。)

(8) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合に限る。)

(9) 転居に係る領収書又は支払額が確認できる書類の写し(転居費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。)

(10) 離職票の写し(離職をした場合に限る。)

(11) 第3条第6号に掲げる講座等の受講証明書

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和3年7月1日から令和4年3月10日までに行わなければならない。

(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、補助金の交付を決定し、及び確定したときは、結婚新生活支援補助金交付決定通知書兼交付確定通知書（第3号様式）により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、補助金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び確定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の確定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた日から1年以内に、申請に係る住宅に住所を有しなくなったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金に適用する。

附 則（令和3年7月1日告示第238号）

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金に適用する。